

保育園給食調理業務委託事業の概要について

1 理由・経緯

墨田区行財政改革実施計画を推進と、保育園における給食サービスの安定的かつ継続的な提供を確保するため。保育園給食調理の民間委託を実施している。

平成17年4月から開始し現在までに、19園で実施済みである。

委託する内容は調理（離乳食・調乳を含む）配膳、回収、洗浄等の一連の調理業務とし、献立の作成、食材の購入は区が行う。

(1) 業者との連絡調整、履行の確認などのため、委託園に非常勤栄養士を配置する。

(2) 委託業者については庁内に選定委員会を設け、ここで選定し、決定する。

2 委託事業者の選定

「墨田区保育園給食調理業務委託事業者選定委員会設置要綱」により、庁内に選定委員会を設け委託事業者の選定を行う。

スケジュール(例)

8月 事業者募集、 9月 保護者説明会、 10月 第1回選定委員会(一次審査)
11月 第2回選定委員会(二次審査) 事業者プレゼンテーション、 第3回選定委員会(最終審査)、 12月 事業者決定、 1月 保護者説明会、 2、3月 業務引継ぎ

3 平成23年度予算

347,298(千円)

【内訳】 調理業務委託料 311,397(千円) 19園及び引継ぎ園
非常勤栄養士報酬 35,901(千円) 15人

4 業務の内容

調理及び調乳作業、給食の配膳及び運搬、食器類等の洗浄及び消毒・保管、施設の清掃、施設や調理用設備等の日常点検、残菜・厨芥の処理、その他(食育対応、緊急時の協力等)

5 実績

平成17年度 4園実施 (花園・文花・太平・寺島)
平成18年度 5園実施 (福神橋・すみだ・東駒形・立川・水神)
平成19年度 4園実施 (たちばな・亀沢・おむらい・長浦)
平成20年度 3園実施 (東あずま・鐘ヶ淵北・しらひげ)
平成22年度 3園実施 (横川橋・中川・梅若)
残り3園1分園

ふれあい交流事業の概要について

1 理由・経緯

保育園児と高齢者の世代間交流を通して、豊かな人間性を持った子どもを育成するとともに、高齢者の社会参加・活力と生きがいづくりの一助とするために実施する。

2 事業内容

【ふれあい給食】

保育園で園児と高齢者が昼食（給食）を共にして交流する。

回数：月2回程度 実施日時：各園の運営状況にあわせて設定 受付申し込み：登録制 内容：昼食提供及びその他交流 利用者負担：1回200円

【ふれあい交流】

園児が高齢者施設を訪問して交流を図る。

回数：年2～3回程度 実施日時：高齢者施設と調整して設定 内容：一緒に遊ぶ、園児が歌を披露する等

3 平成23年度予算

133（千円）

【内訳】 ふれあい給食

賄費（食材費用） 単価×人数×回数×園数
@286×3×22×7

ふれあい交流

実施園 10園 予定回数 30回程度

4 実績

【ふれあい給食】 のべ参加人数（高齢者）/実施回数

19年度（7園） 298人/110回

20年度（7園） 308人/118回

21年度（7園） 254人/109回

22年度（7園） 286人/117回

〃 実施園（江東橋、中川、文花、太平、立川、寺島、水神）

【ふれあい交流】 のべ人数（高齢者）/園児人数/回数

19年度（9園）1,427人/602人/36回

20年度（9園）1,192人/479人/29回

21年度（9園）406人/328人/18回

22年度（6園）893人/360人/20回

児童館管理運営委託事業の概要について

1 理由・経緯

墨田区では、児童厚生施設として、児童の健全育成を図ると共に、地域住民のコミュニティ形成を図り、児童館の機能やサービスをより一層充実させ、事業の効率的・弾力的な管理運営を行うために、その管理運営を指定管理者に委ねている。

昭和61年度にさくら橋コミュニティセンターを公設民営方式で開設し、平成13年度からは、順次、既存児童館の民営化を進めてきており、平成19年4月には、区立児童館11館全館を全て民営化した。

2 事業の概要

児童館は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設である。

地域の児童に対して、遊びの場所と機会を提供するとともに、児童厚生の専門職員による個別的・集団的指導を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としている。子どもたちが、良い環境の中で、自由な遊びや読書・運動などを通じて健康を増進し情緒を豊かにすることをめざす施設として現在11館が設置されている。なお、民営化した児童館では、中・高校生向け事業や乳幼児親子向け事業の充実のほか、開館時間の延長、日曜・祝日の開館(年末年始を除く)など利用機会の拡大を図っている。

学童クラブは、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業として、保護者が就労及び疾病等のため昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に対し、授業終了後から午後6時までの間専任の指導員により適切な保護と健全な育成を図っている。(月額4,500円)

3 平成23年度予算

民間委託分児童会館費(602,972千円) 民間委託分学童クラブ費(366,707千円)

4 実績

さくら橋コミュニティセンター：昭和61年度から公設民営で開設、管理運営委託、平成18年度から指定管理委託

墨田児童会館：平成13年度から管理運営委託、平成18年度から指定管理委託

文花児童館：平成15年度から管理運営委託、平成18年度から指定管理委託

外手児童館：平成15年度から管理運営委託、平成18年度から指定管理委託

中川児童館：平成16年度から指定管理委託

東向島児童館：平成17年度から指定管理委託

立川児童館：平成17年度から指定管理委託

立花児童館：平成18年度から指定管理委託

八広はなみずき児童館：平成18年度から指定管理委託

八広児童館：平成19年度から指定管理委託

江東橋児童館：平成19年度から指定管理委託

ショートナースリー（短期保育）事業

ショートナースリー（短期保育）事業の概要について

1 理由・経緯

墨田区ショートナースリー事業は、保護者の短期就労や通院、通学、家族の介護等により断続的に保育ができなくなった場合、定員に空きのある私立保育園で短期間保育を行うため、平成5年4月1日より事業を開始した。

女性の社会参加が進み、ライフスタイルが多様化してきたなか、墨田区が23区で初めて実施した短期保育制度である。実施にあたり必要な事項を定めるため、平成5年3月18日付4墨厚保第1023号で「墨田区ショートナースリー事業実施要綱」を制定した。

2 事業の概要

(1) 利用要件

区内に住所があり、生後6か月から小学校就学前の集団保育の可能な児童の保護者が1か月以内の短期就労、通学、通院、看護等により家庭における保育が断続的に困難な場合

(2) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分の範囲内

(3) 保育期間

月の初日から末日までの1か月以内（日曜・祝日・年末年始は除く）

(4) 保育料(所得に応じて減額・免除制度あり)

3歳未満児 1人1日：0円～1,280円

3歳以上児 1人1日：0円～520円

(5) 事業運営

定員に空きのある墨田区私立保育園に委託して実施

3 平成22年度予算額

234千円 短期保育事業委託料

4 実績

年度	利用件数	延日数	執行額
20	11件	58日	152千円
21	9件	48日	138千円
22	2件	29日	66千円

5 その他

この制度は、私立保育園の定員に空きがある場合に実施している。現在は、定員に空きが少ないため、利用状況は高くない。また、制度開始の背景として、女性の就労の中には、会社や商売の繁忙期など、期間を限ったの仕事や1日のうち短時間だけ仕事に就くパート労働などの就労形態が生まれ、様々な形の保育が望まれてきたことにある。

平成24年4月からは、パートタイム就労者等の保育需要に対応するため、「定期利用保育事業」を開始する予定である。

在宅子育てママ救急ショートサポート事業の概要について

1 理由・経緯

在宅で子育てをする保護者が急な疾病や体調不良等により緊急に一時的な保育支援が必要になった場合、区で養成した子育てサポーターを保護者の自宅に派遣し、一時保育支援を行うため、平成 20 年 7 月 1 日より事業を開始した。

本事業は、子育て中の保護者の精神的・身体的な支援と児童の健全育成を図ることを目的とし、実施にあたり必要な事項を定めるため、「墨田区在宅子育てママ救急ショートサポート事業実施要綱」を制定した。

平成 21 年 4 月 1 日には、利用者の利便を図るため利用時間及び支援内容を次のとおり改めた。

利用時間	午前 9 時から午後 4 時までを午前 9 時から午後 6 時までに延長
支援内容	月 4 回（1 回 4 時間）までを同一月 16 時間以内と変更し、利用回数の制限を緩和

2 事業の概要

(1) 利用要件

区内に住所があり、生後 43 日から就学前の健康な児童を自宅で保育している保護者が次の要件に該当する場合に利用可能

- ア 急な発熱や育児疲れ、体調不良等により自宅で療養する場合
- イ 急な病気等により病院や診療所に行く場合

(2) 利用時間・期間

午前 9 時から午後 6 時までの間で同一月 16 時間まで（土・日、祝日、年末年始を除く）

(3) 利用料金

子ども 1 人につき 1 時間 500 円

ただし、2 人以上の児童が利用する場合で、1 人のサポーターが 2 人以上の児童の支援が可能と判断した場合、2 人目から 1 時間 300 円

(4) 登録料

1 世帯 1,000 円（原則事前登録、ただし当日登録も可）

(5) 事業運営（委託）

NPO 法人 病児保育を作る会

事務所：墨田区東向島一丁目 10 番 17 号

3 平成 22 年度予算額 5,480 千円

事業運営等委託料

4 実績

年度	登録件数	利用件数	利用時間数
----	------	------	-------

20	53件	120件	391時間
21	85件	487件	1,531時間
22	115件	871件	2,311時間

5 その他

平成 23 年 9 月から、「在宅子育てママ救急ショートサポート事業」は、病後児保育、緊急預かり事業と統合し「墨田区訪問型保育支援事業」として実施する。

病後児保育：病気等の回復期にある保育園等に在園する児童について、保育支援が必要になった時に、病後児サポーター（病後児サポーター養成講座を終了し区が認定したサポーター）が保護者の自宅を訪問し、児童を保育する事業

緊急預かり：早朝、夜間等において、保護者が仕事、慶甲等により緊急に保育支援が必要となった時に、子育てサポーターが保護者の自宅を訪問し、児童を保育する事業

認証保育所制度事業の概要について

1 経緯

大都市特有の多様化する保育ニーズに対応するため、東京都独自の保育制度である認証保育所制度を墨田区では平成13年11月から実施している。認証保育所では、全園で0歳児保育を実施し、13時間以上の開所を行っている。

平成23年4月1日現在、墨田区で14か所の認証保育所が開所（別紙のとおり）

2 事業の概要

保護者負担軽減助成（平成18年4月開始）

認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するために、月極契約を利用して
いる児童の保護者の所得に応じて、認証保育所の月極保育料と認可保育園に在園する場合
の保育料の差額に応じて児童1人15,000円～25,000円の助成を実施

差額（月額）20,000円未満	月	15,000円
差額（月額）20,000円以上25,000円未満	月	20,000円
差額（月額）25,000円以上	月	25,000円

平成18年4月 月額一律 10,000円

平成21年4月 認証保育所保育料と認可保育園保育料との差額に変更
10,000円～20,000円

平成22年1月 助成単価の見直し
15,000円～25,000円

保育所運営費等補助

認証保育所のサービス水準の維持向上を図るため、認証保育所運営に係る運営経費等の
一部を運営事業者に補助及び認証保育所開設準備経費補助

3 平成23年度予算

認証保育所保育料と認可保育園保育料差額による補助

124,956千円（利用見込み人数：約5,850人）

保育所運営補助費

581,435千円（区内認証：515,360千円 区外認証：65,387千円 心理相談員：
688千円）

4 実績

過去3年間の補助実績

	保護者負担軽減助成		保育所運営費等補助	
	助成人数	助成額	補助額	備考
20年度	3,553人	35,530千円	329,358千円	開設誘致1園
21年度	3,876人	68,545千円	371,222千円	開設誘致1園
22年度	4,948人	105,225千円	495,019千円	開設誘致2園